

平成28年2月10日

まちづくり委員会資料

平成28年第1回定例会提出予定議案の説明

議案第26号

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例の制定について

まちづくり局

目 次

議案第26号

【川崎市建築基準条例の一部を改正する条例】

- 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要…………… 1
- 川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 新旧対照表…………… 2
- (参考1)
建築基準法の一部改正(平成26年法律第39号)新旧対照表…………… 7
- (参考2)
学校教育法の一部改正(平成27年法律第46号)新旧対照表…………… 8
- (参考3)
建築基準法施行令の一部改正(平成27年政令第421号)新旧対照表…………… 9
- (参考4)
建築基準法施行令の一部改正(平成28年政令第6号)新旧対照表…………… 11

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 改正概要

1 建築基準法改正に伴う所要の整備（平成28年4月1日施行）

建築基準法の一部改正（平成26年法律第39号、平成26年8月1日施行）に伴い、建築基準条例の引用条文について所要の整備を行う。

<建築基準法改正>

旧	新
第52条第1項第 <u>6</u> 号	第52条第1項第 <u>7</u> 号

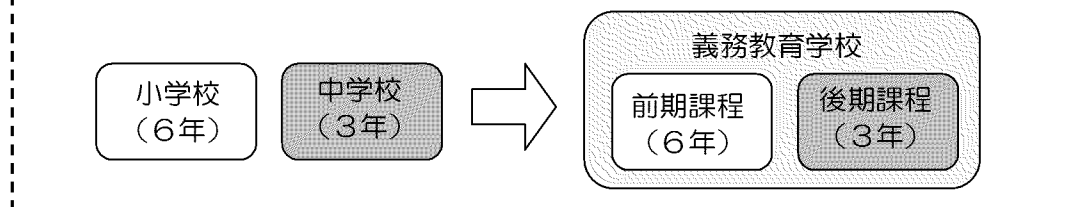
2 学校教育法改正に伴う所要の整備（平成28年4月1日施行）

学校教育法の一部改正（平成27年法律第46号、平成28年4月1日施行）が行われ、学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小学校及び中学校に加え、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」が新たな学校の種類として学校教育法に規定された。

これに伴い、建築基準法施行令の一部改正（平成27年政令第421号、平成28年4月1日施行）が行われ、「義務教育学校」について小学校及び中学校の基準が適用されることとなったため、建築基準条例についても「義務教育学校」を追加するものとして、所要の整備を行う。

<学校教育法改正>

小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う「義務教育学校」の創設



3 建築基準法施行令改正に伴う所要の整備（平成28年6月1日施行）

建築基準法施行令の一部改正（平成28年政令第6号、平成28年6月1日施行）に伴い、建築基準条例の引用条文について所要の整備を行う。

<建築基準法施行令改正>

旧	新
第129条の <u>2</u> 第1項	第129条第1項
第129条の2の2第1項	第129条の2第1項

川崎市建築基準条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後					改正前				
○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 川崎市建築基準条例 第1条～第6条 略 (区域等の指定) 第7条 法第56条の2第1項の規定により、条例で指定する区域は、次の表の(い)欄の各項に掲げる区域(以下「指定区域」という。)とし、法別表第4(ろ)欄の4の項について条例で指定する同項イ又はロは、次の表の(ろ)欄の8の項から11の項までに掲げるものとし、法別表第4(は)欄の2の項及び3の項について条例で指定する平均地盤面からの高さは、次の表の(は)欄の2の項から7の項までに掲げるものとし、指定区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、次の表の(に)欄の各項に掲げる号とする。					○川崎市建築基準条例 昭和35年9月9日条例第20号 川崎市建築基準条例 第1条～第6条 略 (区域等の指定) 第7条 法第56条の2第1項の規定により、条例で指定する区域は、次の表の(い)欄の各項に掲げる区域(以下「指定区域」という。)とし、法別表第4(ろ)欄の4の項について条例で指定する同項イ又はロは、次の表の(ろ)欄の8の項から11の項までに掲げるものとし、法別表第4(は)欄の2の項及び3の項について条例で指定する平均地盤面からの高さは、次の表の(は)欄の2の項から7の項までに掲げるものとし、指定区域について生じさせてはならない日影時間として法別表第4(に)欄の各号のうちから条例で指定する号は、次の表の(に)欄の各項に掲げる号とする。				
	(い)	(ろ)	(は)	(に)		(い)	(ろ)	(は)	(に)
	区域	法別表第(ろ)欄の4の項のイ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第(に)欄の号		区域	法別表第(ろ)欄の4の項のイ又はロ	平均地盤面からの高さ	法別表第(に)欄の号
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略
8	用途地域(都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の指定のない区域で法第52条第1項第7号の規定により建築物の容積率が10分の5と定められた区域(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区	イ	—	(一)	8	用途地域(都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域をいう。以下同じ。)の指定のない区域で法第52条第1項第6号の規定により建築物の容積率が10分の5と定められた区域(河川法(昭和39年法律第167号)第6条第1項に規定する河川区	イ	—	(一)

	域を除く。)又は同号の規定により建築物の容積率が10分の8若しくは10分の10と定められた区域								
9	用途地域の指定のない区域で <u>法第52条第1項第7号</u> の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以西に存する区域(都市計画施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。)のうち同法第11条第1項第3号に掲げる施設(下水道にあっては、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場の部分に限る。以下同じ。)の区域を除く。)	ロ	—	(二)	9	用途地域の指定のない区域で <u>法第52条第1項第6号</u> の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以西に存する区域(都市計画施設(都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設をいう。以下同じ。)のうち同法第11条第1項第3号に掲げる施設(下水道にあっては、下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場の部分に限る。以下同じ。)の区域を除く。)	ロ	—	(二)
10	用途地域の指定のない区域で <u>法第52条第1項第7号</u> の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域	ロ	—	(三)	10	用途地域の指定のない区域で <u>法第52条第1項第6号</u> の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域	ロ	—	(三)

	のうち東京急行電鉄東横線以西に存する都市計画施設（都市計画法第11条第1項第3号に掲げる施設に限る。）の区域								
11	用途地域の指定のない区域で <u>法第52条第1項第7号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以東に存する区域</u> （公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第2項の規定によるしゅん功認可の告示のあった埋立地の区域を除く。）又は同号の規定により建築物の容積率が10分の40と定められた区域	ロ	—	(三)	11	用途地域の指定のない区域で <u>法第52条第1項第6号の規定により建築物の容積率が10分の20と定められた区域のうち東京急行電鉄東横線以東に存する区域</u> （公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第2項の規定によるしゅん功認可の告示のあった埋立地の区域を除く。）又は同号の規定により建築物の容積率が10分の40と定められた区域	ロ	—	(三)

第8条～第17条 略

第3節 学校

(教室等の設置の禁止)

第18条 小学校又は義務教育学校の用途に供する建築物にあつてはその5階以上の階に、特別支援学校の用途に供する建築物にあつてはその4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室（義務教育学校にあつては、前期課程の児童が使用する教室又は居室に限る。）を設けてはならない。ただし、小学校又は義務教育学校にあつては

第8条～第17条 略

第3節 学校

(教室等の設置の禁止)

第18条 小学校の用途に供する建築物にあつてはその5階以上の階に、特別支援学校の用途に供する建築物にあつてはその4階以上の階に教室その他児童又は生徒が使用する居室を設けてはならない。ただし、小学校にあつては市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合において

市長がその規模、構造若しくは配置又は周囲の状況により安全上及び防火上支障がないと認めて許可した場合においては、この限りでない。

(教室等の出口)

第19条 前条に規定する学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が30平方メートルを超えるものにあつては、廊下、階段、広間の類、屋外等に直接通ずる2以上の出口を設けなければならない。

(校舎と隣地境界線との距離)

第20条 第18条に規定する学校、中学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又はその他の学校（教室の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長が周囲の状況又はその規模、構造若しくは配置により避難上及び防火上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

第21条～第61条 略

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の緩和)

第61条の2 令第129条第1項の規定に該当する建築物の階については、第25条（児童福祉施設等を除く。）、第31条第1項（診療所を除く。）、第35条第4項（主要な屋内の通路の幅に限る。）、第44条第5項、第45条第1号又は第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和)

第61条の3 令第129条の2第1項の規定に該当する建築物については、第25条（児童福祉施設等を除く。）、第30条第4項、第31条第1項（診療所を除く。）、第35条第1項、第3項若しくは第4

ては、この限りでない。

(教室等の出口)

第19条 前条に規定する学校、中学校、中等教育学校（前期課程に限る。以下同じ。）、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）の教室その他幼児、児童又は生徒が使用する居室で、床面積が30平方メートルを超えるものにあつては、廊下、階段、広間の類、屋外等に直接通ずる2以上の出口を設けなければならない。

(校舎と隣地境界線との距離)

第20条 第18条に規定する学校、中学校、中等教育学校、幼稚園、幼保連携型認定こども園又はその他の学校（教室の床面積の合計が300平方メートルを超えるものに限る。）の用途に供する木造建築物等（耐火建築物、準耐火建築物及び法第27条第1項の規定に適合する特殊建築物を除く。）にあつては、その主要な建築物の外壁と隣地境界線との距離は、3メートル以上としなければならない。ただし、市長が周囲の状況又はその規模、構造若しくは配置により避難上及び防火上支障がないと認めて許可した場合は、この限りでない。

第21条～第61条 略

(避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する制限の緩和)

第61条の2 令第129条の2第1項の規定に該当する建築物の階については、第25条（児童福祉施設等を除く。）、第31条第1項（診療所を除く。）、第35条第4項（主要な屋内の通路の幅に限る。）、第44条第5項、第45条第1号又は第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号の規定は、適用しない。

(避難上の安全の検証を行う建築物に対する制限の緩和)

第61条の3 令第129条の2の2第1項の規定に該当する建築物については、第25条（児童福祉施設等を除く。）、第30条第4項、第31条第1項（診療所を除く。）、第35条第1項、第3項若しくは

項（主要な屋内の通路の幅に限る。）、第38条第1号、第41条第1項若しくは第3項、第44条第5項、第45条第1号、第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号、第47条第1項第1号（客用の階段の幅の合計に限る。）若しくは第4号、第2項若しくは第4項又は第57条の規定は、適用しない。

第61条の4～第65条 略

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第61条の2及び第61条の3の改正規定は平成28年6月1日から施行する。

第4項（主要な屋内の通路の幅に限る。）、第38条第1号、第41条第1項若しくは第3項、第44条第5項、第45条第1号、第46条第1項から第3項まで若しくは第4項第1号、第47条第1項第1号（客用の階段の幅の合計に限る。）若しくは第4号、第2項若しくは第4項又は第57条の規定は、適用しない。

第61条の4～第65条 略

建築基準法の一部改正 新旧対照表（平成 26 年法律第 39 号、平成 26 年 8 月 1 日施行）

新	旧
<p>○建築基準法 昭和25年政令第201号</p> <p>建築基準法 (略) (容積率)</p> <p>第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 <u>特定用途誘導地区内の建築物であつて、その全部又は一部を当該特定用途誘導地区に関する都市計画において定められた誘導すべき用途に供するもの</u></p> <p>七 用途地域の指定のない区域内の建築物</p> <p>十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの</p> <p>2～15（略） (略)</p>	<p>○建築基準法 昭和25年政令第201号</p> <p>建築基準法 (略) (容積率)</p> <p>第五十二条 建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合（以下「容積率」という。）は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める数値以下でなければならない。ただし、当該建築物が第五号に掲げる建築物である場合において、第三項の規定により建築物の延べ面積の算定に当たりその床面積が当該建築物の延べ面積に算入されない部分を有するときは、当該部分の床面積を含む当該建築物の容積率は、当該建築物がある第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域又は準工業地域に関する都市計画において定められた第二号に定める数値の一・五倍以下でなければならない。</p> <p>一～五（略） (新設)</p> <p>六 用途地域の指定のない区域内の建築物</p> <p>十分の五、十分の八、十分の十、十分の二十、十分の三十又は十分の四十のうち、特定行政庁が土地利用の状況等を考慮し当該区域を区分して都道府県都市計画審議会の議を経て定めるもの</p> <p>2～15（略） (略)</p>

学校教育法の一部改正 新旧対照表（平成 27 年法律第 46 号、平成 28 年 4 月 1 日施行）

新	旧
<p>○学校教育法 昭和22年法律第26号</p> <p>学校教育法 第一章 総則 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、<u>中学校</u>、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科学大臣 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県の教育委員会 三 私立の幼稚園、小学校、<u>中学校</u>、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県知事</p> <p>②～⑤ （略） （略）</p>	<p>○学校教育法 昭和22年法律第26号</p> <p>学校教育法 第一章 総則 第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。</p> <p>第四条 次の各号に掲げる学校の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項（次条において「設置廃止等」という。）は、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。これらの学校のうち、高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。）、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。）、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても、同様とする。</p> <p>一 公立又は私立の大学及び高等専門学校文部科学大臣 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県の教育委員会 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校都道府県知事</p> <p>②～⑤ （略） （略）</p>

建築基準法施行令の一部改正 新旧対照表（平成 27 年政令第 421 号、平成 28 年 4 月 1 日施行）

新	旧																																				
<p>○建築基準法施行令 昭和25年政令第338号</p> <p>建築基準法施行令 (学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光)</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の（一）から（五）までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">居室の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、<u>義務教育学校</u>、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室</td> <td style="text-align: center;">五分の一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(二)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(三)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(七)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>蹴上げ</u>及び踏面の寸法)</p> <p>第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>蹴上げ</u>及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第百二十条又は第百二十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の<u>蹴上げ</u>は二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。</p>	居室の種類		割合	(一)	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一	(二)	(略)		(三)	(略)	(略)	～			(七)			<p>○建築基準法施行令 昭和25年政令第338号</p> <p>建築基準法施行令 (学校、病院、児童福祉施設等の居室の採光)</p> <p>第十九条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 法第二十八条第一項に規定する学校等における居室の窓その他の開口部で採光に有効な部分の面積のその床面積に対する割合は、それぞれ次の表に掲げる割合以上でなければならない。ただし、同表の（一）から（五）までに掲げる居室で、国土交通大臣が定める基準に従い、照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置が講じられているものにあつては、それぞれ同表に掲げる割合から十分の一までの範囲内において国土交通大臣が別に定める割合以上とすることができる。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2">居室の種類</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">(一)</td> <td>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室</td> <td style="text-align: center;">五分の一</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(二)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(三)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">～</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(七)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>けあげ</u>及び踏面の寸法)</p> <p>第二十三条 階段及びその踊場の幅並びに階段の<u>けあげ</u>及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。ただし、屋外階段の幅は、第百二十条又は第百二十一条の規定による直通階段にあつては九十センチメートル以上、その他のものにあつては六十センチメートル以上、住宅の階段（共同住宅の共用の階段を除く。）の<u>けあげ</u>は二十三センチメートル以下、踏面は十五センチメートル以上とすることができる。</p>	居室の種類		割合	(一)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一	(二)	(略)		(三)	(略)	(略)	～			(七)		
居室の種類		割合																																			
(一)	幼稚園、小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一																																			
(二)	(略)																																				
(三)	(略)	(略)																																			
～																																					
(七)																																					
居室の種類		割合																																			
(一)	幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教室	五分の一																																			
(二)	(略)																																				
(三)	(略)	(略)																																			
～																																					
(七)																																					

階段の種類		階段及びその踊場の幅（単位センチメートル）	蹴上げの寸法（単位センチメートル）	踏面の寸法（単位センチメートル）
(一)	小学校（ <u>義務教育学校の前期課程を含む。</u> ）における児童用のもの	一四〇以上	一六以下	二六以上
(二)	中学校（ <u>義務教育学校の後期課程を含む。</u> ）、高等学校若しくは中等教育学校（以下略）	一四〇以上	一八以下	二六以上
(三)	(略)	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～4 (略)

(廊下の幅)

第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の配置 廊下の用途	両側に居室がある廊下における場合（単位メートル）	その他の廊下における場合（単位メートル）
小学校、中学校、 <u>義務教育学校</u> 、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	二・三	一・八
(略)	(略)	(略)

階段の種類		階段及びその踊場の幅（単位センチメートル）	けあげの寸法（単位センチメートル）	踏面の寸法（単位センチメートル）
(一)	小学校における児童用のもの	一四〇以上	一六以下	二六以上
(二)	中学校、高等学校若しくは中等教育学校（以下略）	一四〇以上	一八以下	二六以上
(三)	(略)	(略)	(略)	(略)
(四)	(略)	(略)	(略)	(略)

2～4 (略)

(廊下の幅)

第百十九条 廊下の幅は、それぞれ次の表に掲げる数値以上としなければならない。

廊下の配置 廊下の用途	両側に居室がある廊下における場合（単位メートル）	その他の廊下における場合（単位メートル）
小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校における児童用又は生徒用のもの	二・三	一・八
(略)	(略)	(略)

建築基準法施行令の一部改正 新旧対照表（平成 28 年政令第 6 号、平成 28 年 6 月 1 日施行）

新	新
<p>○建築基準法施行令 昭和25年11月16日政令第338号</p> <p>建築基準法施行令 (略) (特殊建築物等の内装) 第二百二十八条の五 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 前各項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、<u>泡消火設備</u>その他これらに類するもので自動式のものと及び第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。</p> <p>第五章の二の二 避難上の安全の検証 (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)</p> <p>第二百二十九条 建築物の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの（<u>主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られた建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物の階に限る。</u>）又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十九条、第二十条、第二十三条第三項第一号、<u>第二号、第十号</u>（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び<u>第十二号</u>、第二十四条第一項第二号、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三並びに<u>前条</u>（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)</p> <p>第二百二十九条の二 建築物のうち、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証法により確かめられたもの（<u>主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止</u></p>	<p>○建築基準法施行令 昭和25年11月16日政令第338号</p> <p>建築基準法施行令 (略) (特殊建築物等の内装) 第二百二十九条 (略) 2～6 (略)</p> <p>7 前各項の規定は、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、<u>泡消火設備</u>その他これらに類するもので自動式のものと及び第二百二十六条の三の規定に適合する排煙設備を設けた建築物の部分については、適用しない。</p> <p>第五章の二の二 避難上の安全の検証 (避難上の安全の検証を行う建築物の階に対する基準の適用)</p> <p>第二百二十九条の二 建築物（<u>主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。</u>）の階（物品販売業を営む店舗の用途に供する建築物にあつては、屋上広場を含む。以下この条及び次条において同じ。）のうち、当該階が階避難安全性能を有するものであることについて、階避難安全検証法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十九条、第二十条、第二十三条第三項第一号、<u>第九号</u>（屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口に係る部分に限る。）及び<u>第十一号</u>、第二十四条第一項第二号、第二百二十六条の二、第二百二十六条の三並びに<u>第二百二十九条</u>（第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。）の規定は、適用しない。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(避難上の安全の検証を行う建築物に対する基準の適用)</p> <p>第二百二十九条の二の二 建築物（<u>主要構造部が準耐火構造であるか若しくは不燃材料で造られたもの又は特定避難時間倒壊等防止建築物であるものに限る。</u>）で、当該建築物が全館避難安全性能を有するものであることについて、全館避難安全検証</p>

建築物であるものに限る。)又は国土交通大臣の認定を受けたもの(次項において「全館避難安全性能確認建築物」という。)については、第十二条第五項、第九項、第十二項及び第二十三項、第一百九条、第一百二十条、第一百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第一号から第三号まで、第十号及び第十二号、第一百二十四条第一項、第一百二十五条第一項及び第三項、第一百二十六条の二、第一百二十六条の三並びに第一百二十八条の五(第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

2 全館避難安全性能確認建築物の屋内に設ける避難階段に対する第一百二十三条第一項第七号の規定の適用については、同号中「避難階」とあるのは、「避難階又は屋上広場その他これに類するもの(屋外に設ける避難階段が接続しているものに限る。)」とする。

3 第一項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者(以下この条において「在館者」という。)の全てが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

4 第一項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。

一 (略)

二 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者の全てが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ～ハ (略)

三・四 (略)

(略)

法により確かめられたもの又は国土交通大臣の認定を受けたものについては、第十二条第五項、第九項、第十二項及び第十三項、第一百九条、第一百二十条、第一百二十三条第一項第一号及び第六号、第二項第二号並びに第三項第一号、第二号、第九号及び第十一号、第一百二十四条第一項、第一百二十五条第一項及び第三項、第一百二十六条の二、第一百二十六条の三並びに第一百二十九条(第二項、第六項及び第七項並びに階段に係る部分を除く。)の規定は、適用しない。

(新設)

2 前項の「全館避難安全性能」とは、当該建築物のいずれの火災室で火災が発生した場合においても、当該建築物に存する者(以下この条において「在館者」という。)のすべてが当該建築物から地上までの避難を終了するまでの間、当該建築物の各居室及び各居室から地上に通ずる主たる廊下、階段その他の建築物の部分において、避難上支障がある高さまで煙又はガスが降下しないものであることとする。

3 第一項の「全館避難安全検証法」とは、次に定めるところにより、火災時において当該建築物からの避難が安全に行われることを検証する方法をいう。

一 (略)

二 当該建築物の各階における各火災室ごとに、在館者のすべてが、当該火災室で火災が発生してから当該建築物からの避難を終了するまでに要する時間を、次に掲げる時間を合計して計算すること。

イ～ハ (略)

三・四 (略)

(略)